

有料公園施設等及び田辺公園プールを利用する際の減免措置

表1に該当する事業(団体)及び表2に該当する者は、有料公園施設等使用料減免申請書を提出し、許可が下りた場合は減免を受けることができます。

(表1)

範囲	施設	減免率
(1) 京田辺市又は京田辺市教育委員会の主催する事業 (2) 京田辺市又は京田辺市教育委員会の後援により、京田辺市社会体育協会が主催する事業 (3) 区又は自治会の主催する事業 (4) 市立の幼稚園及び小、中学校が教育活動として行う事業又は市立の保育所が保育活動として行う事業	野球場 ソフトボール場 陸上競技場 サッカー場 テニスコート 多目的運動広場 田辺中央体育館 田辺公園プール 防賀川公園第1コート・第2コート 一町田多目的運動広場	10割
(1) 京田辺市又は京田辺市教育委員会の後援による事業 (2) 京田辺市社会体育協会の主催する事業 (3) 京田辺市内の市立以外の幼稚園及び小、中、高等学校が教育活動として行う行事又は市立以外の保育所が保育活動として行う事業	野球場 ソフトボール場 陸上競技場 サッカー場 テニスコート 多目的運動広場 田辺中央体育館 田辺公園プール 防賀川公園第1コート・第2コート 一町田多目的運動広場	5割
(1) その他市長が特別の理由があると認める事業	野球場 ソフトボール場 陸上競技場 サッカー場 テニスコート 多目的運動広場 田辺中央体育館 田辺公園プール 防賀川公園第1コート・第2コート 一町田多目的運動広場	5～10割

(表2)

範囲	施設	減免率
(1) 市内に居住する身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(以下「身体障害者」という。)で、1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けたもの (2) 市内に居住する療育手帳の交付に関する規則(平成12年京都府規則第10号)第2条の規定により療育手帳の交付を受けた者(以下「知的障害者」という。)で、A判定の療育手帳の交付を受けたもの (3) 市内に居住する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(以下「精神障害者」という。)で、1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの (4) 前3号に規定する者の介護を行う者	田辺中央体育館 トレーニングルーム 田辺公園プール	10割
(1) 市内に居住する身体障害者で、3級から6級までの身体障害者手帳の交付を受けたもの (2) 市内に居住する知的障害者で、B判定の療育手帳の交付を受けたもの (3) 市内に居住する精神障害者で、3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの (4) 市内に居住する満65歳以上の者	田辺中央体育館 トレーニングルーム 田辺公園プール	5割
(1) その他市長が特別の理由があると認めた者	田辺中央体育館 トレーニングルーム 田辺公園プール	5～10割